

2010年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

A: 飛島村では、全ての村民が安心して幸せな毎日を過ごせるよう「生き生き長寿村構想」を核に福祉の充実に取り組みながら生き生きと元気に暮らせる日本一長寿村を目指して今後においても諸施策を展開していきます。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

A: 現状の独自施策は一般財源により実施しているため継続的持続を予定しています。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

A: 行政サービス制限条例の導入予定はないが、要綱により一部の補助金制限は行っていますので今後変更の予定もありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

A: 第4期計画期間においてもこれまで同様、保険料段階を多段階性とし、所得相応の保険料段階を設定し配慮しています。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

A: 国の制度に従っていく予定です。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

A:厚生労働省の通知に従うよう事業所を指導します。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

A:基盤整備の実施にあたっては、圏域内での調整が必要となるため、今後においても圏域内で調整を図り進めます。助成制度の創設については、他市町の動向を注視しつつ検討します。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

A:介護保険制度に則り、保険者としてすべき事項についてはこれまで同様、支援をし、労働者の研修等についても機会があれば積極的に参加できるよう支援します。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

A:休日を除いた日において希望通り配食を実施中。ふれあい昼食会についても実施中

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

A:実施済み 当該高齢者の身体状況等を鑑み、本人と相談の上、安否確認頻度を決定し実施。(村社会福祉協議会へ委託)

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

A:福祉バスについては高齢者の集う施設へのバス運行を実施中。障害者、要介護認定者等については、福祉タクシーとして実施中、昨年10月からは最寄りの総合病院への通院支援策として乗合タクシーによる公共交通の運行を開始します。

ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

A:本村には高齢者、障害者福祉の拠点となる施設を有しており、施設利用者の利便を図る目的で老人クラブ例会時の送迎はもとより、個人利用者のために週2回の巡回バスも実施しており、今後においても現行サービスは継続予定です。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

A:今後の検討課題とします。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

A:平成19年の申告分より実施

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

A:平成18年申告分より申請の案内及び申請書個別送付を実施中

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

A:ひとり暮らしの非課税世帯は後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としている。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をし

ないでください。

A: 広域連合の指導を受けながら検討したい。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

A: 県の動向を見ながら福祉医療の充実を図っていきたい。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

A: 18歳年度末までの医療費無料制度については、現時点で導入の計画はありませんが、15歳年度末までの医療費無料制度は他団体に先んじて導入した実績がありますので、必要性を検討してまいります。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

A: 平成20年度より、妊産婦健診は、産前14回、平成21年度より産後1回を無料実施しています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

A: 他団体の基準を参酌し、必要性を検討してまいります。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

A: 現時点で、保護者の負担軽減を目的として、給食部会への補助金を設定していますので、無料とすることは検討していません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

A: 広域化になれば住民サービスの低下や保険税の値上げ、更には収納率の低下も予想されるため、本村としては到底賛成できるものではありません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

A: 一般会計からの繰入は十分行っており、保険税については国民の義務として相応の受益者負担は必要と考えていますが昨今の経済状況を考えれば引上げは考えられません。減免制度については整備されています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

A: 15歳以下の医療費の無料化や育児奨励金、就学祝金等、他の施策で村内全世帯を対象に公平に支援しています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

A: 今後の検討課題とします。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

A: 今後の検討課題とします。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

A: 資格証明書の発行はしていません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

A: 給付の制限は行っていません。滞納者へは督促・催告・臨戸訪問等で対応しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

A: 正規の保険証を交付しています。滞納者の状況を把握した上で状況判断しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

A: 差押えなど制裁行政をせずに徴収を行っており、滞納者に十分配慮していますが、収納率の維持もしなくてはならず難しい問題だと考えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

A: 要綱の改正により、平成22年7月1日から1.4倍以下は一部負担金の徴収を猶予することとしています、広報については保険日より等で住民に周知しています。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

A: 現在のところ国の制度に従って実施している。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

A: 現在のところ国の制度に従って実施している。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

A: 利用者のニーズにあった給付を実施しています。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

A: 現在のところ国の制度に従って実施している。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

A: 現在のところ国の制度に従って実施している。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

A: 今後ますます必要と思われるので、他市町村とも協議し検討していきます。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

A: 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、個別医療機関委託・集団健診を実施しており、個人が受診しやすい方法を選んでいただけるようにしています。自己負担金については、集団健診は、節目健診・70歳以上の方を無料としているほか、それ以外の年齢の方にも、低額で受診していただけるよう配慮しています。個別医療機関委託健診の自己負担金は、海部地区統一となっているため、今後他市町村とも協議し検討していきます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

A: 30歳以上の方には、集団健診として人間ドックを受診できるよう体制を整えています。30歳・35歳の方については、節目健診として、自己負担金を無料としています。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

A: 平成22年4月より、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種費用について助成を行っています。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、ワクチンの供給状況や、村内医師のご意見を踏まえ、今後検討していきます。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

A:今後の国の動向や、近隣市町村・医師会等の御意見を伺いながら、検討していきます。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

A:海部福祉事務所と連携をとり、給付事務を進めています。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

A:現在のところ対象者も少ないので、職員の増員は考えていません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらする年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。